

教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法
の改正を求める意見書

教員の長時間労働は深刻である。本年４月に国が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務も含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で１１時間２３分、同中学校教諭で１１時間３３分となっている。長時間労働などが原因で、学級担任も見つからないなどの「教員不足」が広がっている。

この教員不足には、１９７１年に、公立学校の教員に残業代を支給せず、その代わりとして給与額の４％を新たに支給するなどを規定する教員給与特別措置法（給特法）を成立させたという背景がある。残業代がなければ残業時間数を計ることもなく、労働時間にも頓着になるのは明らかであり、残業代を不支給とする給特法が長時間労働を引き起こす要因の一つとなっている。また、一昨年のさいたま地裁の判決でも「給特法は、もはや教育現場の実情に適合していないのではないか」と疑問を投げかけている。

よって、本市議会は国に対し、教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和　　５年１０月　　２日

千葉県柏市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

宛て